

状況記録簿

(庄内町議会議員政治倫理審査会)

開催日時	平成27年9月15日(火)午前9時30分
開催場所	役場本庁舎 委員会室
出席委員 (5名)	吉宮 茂、押切のり子、齋藤 健一、小野 一晴、村上 順一
欠席委員 (0名)	
委員外議員	被請求議員 工藤 範子
説明員	副町長 奥山 賢一
委員長	吉宮 茂
書記	議会事務局長 吉泉 豊一、書記 佐々木 望
会議の概要	<p>1 開会</p> <p>2 事件</p> <p>(1) 庄内町議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づく審査請求について</p> <p>(2) その他</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
開会時刻	9時27分
閉会時刻	11時31分
摘要	審議の経過は、別紙会議記録のとおり
	委員長 吉宮茂

庄内町議会議員政治倫理審査会会議記録（9／15）

委員長 おはようございます。ただ今の出席委員は5名です。定足数に達しておりますので、庄内町議会議員政治倫理審査会を開会いたします。 (9時27分開会)

本日の審査会では、聴き取り調査の対象者として町当局から午前9時30分より「酒田地区広域行政組合消防署立川分署」の指名競争入札手続が適正とする根拠について、説明をいただきたい旨の要請を文書にて提出しています。

その後、午前10時30分より被請求議員に、去る9月4日付け石川保議員他2名の連名で議長に請求があった「庄内町議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づく審査請求の件」について、説明を聴きたい旨の要請を文書にて提出しています。

この審査会では、

- 1、公開とする。
- 2、会議録に関する観点から極力、休憩を取らないようにする。
- 3、今回の審査会の主とする論点は、

- (1) 平成27年6月5日に執行された「酒田地区広域行政組合消防署立川分署」改築工事の機械設備工事の入札情報を、未確定の段階で私見をまじえた文書を各マスコミに提供した。
- (2) 町側が被請求議員に対しマスコミへの提供資料の開示を求めたところ、実際とは違うものを示した。

以上、3項目を確認して審査に臨みたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしの声がありますので、このように進めていきたいと思います。なお、9時30分より町当局から説明をいただきたいということになっておりますので、その間暫時休憩します。 (9時29分休憩)

【9:29 副町長着席】

委員長 再開します。 (9時29分再開)

今日は、町当局からの説明者として奥山副町長から出席していただいております。なお、副町長の方からは先に要請しておりました項目について説明をいただくと。その後、皆さんから説明に対して質問等あれば出していただくということで、その中で意見の交換を行っていきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いします。それでは、副町長の方から説明をお願いします。

副町長 おはようございます。本日、政治倫理審査会の方から説明いただきたい事項として『酒田地区広域行政組合消防署立川分署の機械設備工事』の指名競争入札手続が適正とする根拠について」ということでしたので、細かい部分について資料を作ってきたのですが5部しかなくて。

委員長 今副町長の方から資料提示いたしたい旨ありますので、部数の関係でコピーをとらせていただきますので、その間暫時休憩します。 (9時29分休憩)

委員長 再開します。 (9時31分再開)

それでは、副町長の方から説明をお願いします。

副町長 お手元に根拠についての資料を準備してきましたので説明いたします。

事案の具体的な中身については、工藤議員の資料にも書いてありますので、その根拠についてのみ記載させていただいております。

まず、一つ目として行政行為の公定力及び撤回取消等についてということで、基本的な事を少し書かせていただきましたが、行政庁の行為については、公益を目的としているという前提の下、その適法性の推定によって、権限のある機関、行政庁や裁判所ですけれども、その処分を取り消すまでは、その処分に従わなければならぬという公定力があるものとされている、ということあります。

従って、入札執行などを含む行政行為に誤りが発生し、その合目的性を回復するためには、権限のある処分庁、入札の場合は町当局になりますが、それによって「行政行為の取消」とか、もしくは「行政行為の撤回」を行い対処する必要があります。

今回の事案につきましては、酒田地区広域行政組合の作成した設計図書が、通常、町で使用している様式と異なっていたため、担当部署の転記誤りによって予定参考価格、これは町長が記載するものではございませんけれども、予定参考価格が誤って記載したために発生した事案であります。

町はこうした事態判明を受け、その後の対応を検討した結果、同日中に当該行政行為の撤回を実施し、入札不調の処分を撤回するとともに、同日行われた第1回目の入札結果に基づき、その応札価格が予定価格、正しい予定価格ということですが、達していたため落札の決定を行ったものでございます。

尚、このような対応をした場合、未だ契約はなされていないため、民法上の法律関係は確定しておりませんので、民法上の問題は生じないという前提がございます。

二つ目に、今回の事案の対応ということでありますけれども、庄内町の入札に関する諸規定がありますけれども、それにおいては、再入札に関する記載や具体的な定めではなく、これは工藤議員が鶴岡の方に入れた文書にも記載しておりますけれども、不調となった入札については、その都度、どのような対応をするか判断をして対応しております。通常、いわゆる積算価格等に問題がなく価格が折り合わない場合は、入札指名業者を入れ替えて再入札を実施するか、あるいは一部、設計変更を行って、予定価格が変わるのでございますけれども、そうした新たな入札として執行しております。

今回の入札不調の原因は、上記1に書いたとおりでありますと、通常の不調時に採る入札業者の入替による再入札は、応札参加業者の理解を得られない。自分たちが間違ったわけでもないわけですので、得られないと判断をしました。また、今回の設計については、酒田地区広域行政組合で実施したものでございまして、新たに設計をし直すということは難しいというふうな判断したものでございます。

そのため、次に記載する諸要件を熟慮した結果、入札業者の同意を得て、当日執行された第1回の応札結果に基づき落札決定を行ったというものでございます。

その前提となる根拠は根拠ですけれども、一つ、要件1としまして、当初入札2回わが町ではしていますけれども、最低価格については、1回、2回とその回ごとにその都度、その場で出席業者に公表しております。このため、同じ設計図書および同じ応札業者で再入札を実施した場合、撤回した最低価格、つまり2回行っていますのでその最低価格ですけれども、よりも、再入札の落札価格が高くなることが想

定されました。

そうした場合、当初の最低価格で応札した業者側としては、工事受注利益および落札価格と自分が入れた最低価格の差額について損害を受けることにもつながりかねない事態が想定されましたので、こうした事態を回避することが妥当と判断しました。

この前提には、行政庁、つまり国とか地方自治体が故意または過失で相手に損害を与えた場合、それを補わなければならないという、国家賠償法にそのように書かれておりまして、そういうことが想定されたということでこの判断をしたところであります。

要件の二つ目としては、庄内町においては、指名競争入札を行って、その制度で対応を行っておりまして、入札参加者は町が指名した業者に限られます。

これに対しまして国や県では、一般競争入札あるいは条件付き一般競争入札が主に行われております。この場合は、業者側からの申し出によって入札参加者が決まるということになっているものですから、入札不調の場合、新たな業者が参入することも考慮の上に再入札の手続きが取られるということだと思います。

しかし、庄内町が実施している指名競争入札制度においては、いわゆるその性質上、こうした対応は不要だと。つまり、入札に入っている方は限定で、町が指名しておりますので、そのような性質上、つまり再入札の対応は不要で、かつ今回の事案については、全応札業者の出席を得て内容説明をするとともに、撤回等に対する同意を得たという手続きを踏んでおります。

それから 3 番目の要件としましては、庄内町の入札に関する規定、具体的に申し上げますと、「庄内町工事等に関わる入札結果等の公表に関する要綱」というのがあるのですけれども、その規定には、入札結果については翌日公表するという定めがあります。このため、今回の事案においても、例えば撤回、入札結果の撤回を翌日以降に行ったものであれば、その要綱にそって考えれば、再入札の手続きを執行すべきものだというふうに考えられます。なお、今回の事案については、そういうことが前提ですけれども、入札執行日の同日かつ執務時間内で対応を行うことが可能だということがございまして、先程の申し上げた結果になったということでございます。

以上のとおり、今事案の判断に当たっては、庄内町の入札に関する規定等を遵守し、町の執行権限に基づく判断に従って、目的および公益に照らして適正に行われたものであるというふうなことでございます。

以上が根拠ということでありましたので、申し上げたいと思います。以上です。

委員長 ただ今、説明いただきました。皆さんから順次質問を出していただきますが、その前に私の方から一点だけ。2 番目にありますけれども、町長が予定価格を記入する前にあたる事務補助と言いますか、担当する、私が考えるのは管財係なのか、あるいは今回の件は特殊ですので危機管理係が担当したのか、その 1 点、担当した係だけお知らせ願いたい。

副町長 それは、管財係です。

委員長 わかりました。それでは、皆さんの方から順次、質問のある方お願いしたいと思

います。よろしくお願ひします。

小野委員 まずは、いろいろ細かい事を聞く前に、事実確認をしたいのですが、町からいただいた資料の中にも事務ミスだったということで、今、副町長からある一定の説明はいただきましたけれども、多分、この機械設備工事と電気設備工事をお互いに入れ違えたのかなと私は思っておりますが、その部分に関して確認させていただきます。

副町長 それは、担当課から聞いたところ、そういうことだと話を聞いております。

小野委員 そういうことなわけですね。そうすると実際、この 29,418,000 円の予定価格に 20,727,000 円の予定価格が入ってしまっていますので、当然、1 回目で落札しないということになりますよね。1 回目の入札では、事実としては。

副町長 そうですね。

小野委員 逆に電気設備工事に 29,418,000 円の予定価格が入るわけで、これ、1 回目 21,000,000 円の最低価格を入れておりますので、これで一度は落札してますよね。

副町長 どういうことですか。

小野委員 だって、20,727,000 円の予定価格に、間違って 29,418,000 円の予定価格を入れたんでしょうから、そうすると電気設備工事の 21,000,000 円の 1 回目の札で落札してたと思うんですけども、その事実を確認したい。

副町長 電気工事ですか。電気工事は 1 回目で落札しています。

小野委員 していますよね。

副町長 その後に、同じように撤回をして、当日 2 回目の入札をして落札決定をしたというところであります。

小野委員 やはり、予定価格の間違いに気付いて入れ替えた時に、予定価格に達していなかったので、もう一度午後に入札をしたという事実でよろしいんですね。

副町長 そうです。

小野委員 わかりました。その上で、この場合は予定価格を変更したことになると思うのですが、予定価格を入札途中で変更できるのか。確かに、地方自治法とか上位法では、入札者に関する取り決めはいろいろあるのですが、発注者に対する取り決めはないに等しい。要は、町の裁量に任せられる部分が多いのですが、これは今までの町の対応として、予定価格を入札途中で変更できるという認識でいらっしゃいましたか。

副町長 それは、ちゃんと報告して、町として撤回して、町長から新たに予定価格を入れてもらっておりますので、その手続きはできると思います。

小野委員 手続きをできるということではなくて、これまで予定価格は入札途中に変更できるという認識でいらっしゃいましたか。

副町長 入札途中と言われると、どういうことですか。

小野委員 入札途中で予定価格を変更したわけでしょう。

副町長 それは、一旦は切れてます。

小野委員 一旦、切れている。

副町長 「落札」ということで一旦終わっているわけですから、そこで一回切れていて、そちらも撤回して、さらにもう 1 回やるということです。

あの、電気の方ですよね。

小野委員 電気の方です。上の方もそうなのですが、上の方は1回目やって、本来予定価格を間違えたので落ちなかつたと。それで、2回目をやっても落ちなかつたと。それで、「不調」宣言をしたと。そういうことですよね。

副町長 そうです。

小野委員 流れから行くと、この判断の中では、予定価格を変更して1回目の落札で落としたことにしたというような内容ではないのですか。

副町長 いいえ。行政行為の撤回となりますと、私たちが宣言をして、2回目の落札不調を撤回する、これは2回目の札入れした内容をまず撤回する。そして、1回目で「まだ予定価格に達していません。」ということも含めて、行政行為の撤回をするので、そこまで無くなります。つまり、「予定価格に達していなかった」ことが撤回されるわけですから、そこから新たに正しい予定価格において、落札を宣言するということになると。手続きとして。その途中で変えたのではなくて。

小野委員 そうすると、1回目も2回目も、これは破棄したということですよね。

副町長 破棄といいますか、撤回です。取り消しとは違いますけれども。

小野委員 撤回するということは、この入札はないということですので。

副町長 いいえ。それは、取り消しと撤回で違うのは、取り消しは遡及するので最初からなかったことになるんですけれども、撤回はその以降に、その自分たちが宣言をしたところ以降が無くなるということですので、つまり1回目、2回目の「予定価格に達していなかった」ことも含めて撤回しますから、その前までは生きているわけです。

小野委員 どうもそこが理解しづらいんですけども、撤回において、撤回した内容を正規の入札としてもう一回あげてきたということですね。

副町長 撤回するところはどこまで撤回するかを言っているので、それを含めて1回目の入札をもって落札をするということを、もう一回行政行為として手続きをしたわけです。

小野委員 どこまで撤回したのですか。

副町長 つまり、1回目で今回、機械設備の場合は、2回予定価格に達していないことになって、2回目も予定価格に達していないこと、イコール、不調だったわけです。つまり1回目の私が「予定価格に達していません。」ということを撤回したわけです。2回目はもちろん撤回するわけですけれども。2回目はいらないので、1回目の「予定価格に達していません。」という言葉自体を撤回して、つまりそこで、正しい入札の予定価格をもって、1回目の皆さんのがん応札で落札しましたということを申し上げたわけです。

小野委員 大変複雑な形をとられたと思うんですね。副町長、本来であればこれは正式な対応というのは、副町長もこの中に書いてありました。本来であれば、一部仕様を変更して再入札するか、業者を入れ替えて再入札するということは可能なんですけれども、それをやると自分たちのミスで、ミスのない業者の皆さんに迷惑がかかるので、こういうやり方をしたということなんだと思うんですよ。

副町長 そういうことです。

小野委員 ただ、本当は一番正しいやり方は、そういうやり方ではなくて不落隨契に、もし、予定価格の変更ということが、撤回ですか、で、できるのであれば、不落隨契にすることが、これまで皆さんが2回した入札の事実をそのまま残して、皆さんの間違いを認めたうえで、業者の皆さんから理解していただける一番正しい対応になり得たのではないかと思うのです。

副町長 庄内町は不調になった場合、その後、最低価格の業者と随意契約ということは、これまでも全然やってこなかったです。それは、ルールとして一つあるので。私どもも当然間違ったことについては、業者の皆さんに謝っていて、それはいいんですけども、どこまで行政行為を撤回、取り消しではないですよ、撤回するかということを整理させていただいて、先程言った三つの理由もありましたので、再入札はしない方がベターだと。しかも、じゃあ私たちが行為は間違っていたので、ということも含めて撤回をさせていただく。その撤回の内容というのは、2回目の「予定価格に達していない」ことを含めて、1回目も「予定価格に達していない」ことを撤回させていただいて、つまり、業者が札入れをしたところまでは生きているわけですから、それを見て私が「予定価格に達していません」ということを、そこを撤回すれば、そのところまでは戻るわけですよね。そこで、正しい予定価格に基づいて落札を再度宣言する、ということにさせていただいたという経過です。

小野委員 一度これで私1回やめますけれども、不落隨契、庄内町で行っていないし、そういうルール化にしていないということありますけれども、去年のランドセルの入札で何度もやっても落ちなかつたですよね。総務課長が不落隨契しようとしたんですよ。

副町長 記憶ないです。

小野委員 業者の皆さんに、「予定価格に達しないので、できれば今回の最低価格の札を入れた業者と随意契約させてくれ。」と。「そんなルールはどこにあるんだ。」と業者から指摘された時に、地方自治法で認められる行為であって、その部分はできるんだということで、それに踏み切ったんですよ。ただ、最低価格を入れた業者が納得をしなかつたので、結果的に不落隨契できなかつたんですけれども、やろうとしてそれを根拠として総務課長が示しておりますので、副町長が言った「不落隨契はうちの町のルールにはなくてできない。」というのは少し見解が違っていると思います。

副町長 私は、私の入札執行ではそういうことはしたことがないです。他の町でもなぜ不落隨契をしないかというと、必ず、落とさないでおいて一番低い業者が隨契できるということにしておくと、必ず悪い方に使われる可能性があるので、不調の場合は隨契にしないで、業者を入れ替えるか、設計を変えるか、そのように私は対応しております。先程、ルールと言ったのは撤回させていただきますけれども、そのように思っています。

小野委員 まず、私これでやめますが、やはり、今回の段階で、私が一般質問で少し「事実を曲げてしまった」という思いがあったのはここなんですよね。皆さん行った事実、そして、間違った事実をしっかり残すべきだったと思っているんですよ。そのためには、不落隨契、本来副町長が言ったデメリットもあるのかもしれません、今回はその事実を残して、なお業者にご迷惑をかけない、再発防止のこれからの方

料にするためにも、私は不落隨契にするべきだったと思っておりました。以上です。

委員長 他にございませんか。

齋藤委員 今日頂いた資料、1ページ目の1の中ほどに「今回の事案」からございますが、「通常、町で使用している様式と異なっていたため、担当部署の転記誤りよって予定参考価格を誤って記載したために発生した事案である。」とこれが原因だということで、こここのところを少し説明していただきたい。

副町長 消防署の設計は町の方でやらないで、今回の入札だけ、つまり酒田地区広域行政組合も自分の方に設計士がいないので、おそらく酒田市役所の建設部で設計してあるかと思いますが、そこでしたものを広域行政組合が庄内町に渡して、それによって「入札だけ庄内町でしてくれ。」という内容でございます。そうなってくると、おそらく建設課で普段扱っている書類と広域行政から来た書類が様式が異なるということがあり、慣れなかったこともあります、担当が転記をミスしたと。いわゆる設計図書のどこを見るか、先程言ったように入れ替わったわけですが、間違ったということだと思います。町長が入札当日に札入れと言われる作業をするんですが、それも参考価格というのがありまして、設計図書から書き写した数字と一緒に載せておきます。町長はそれに基づいて自分で入札予定価格を定めるわけですけれども、前も議会で議論になったように今は歩切はしないで、おそらく同じ金額を書かれことが多いと思いますが、それを書き込んで町長が判子を押してその場で割印をして封印をします。それを管財係が保管して入札会場に持ち込んで、私がそれを封を切つて開けて応札した皆さんとの結果と合わせて落ちるか落ちないかを判断するということです。

齋藤委員 様式が異なっていた。そこですよね。よくその様式を確認していれば、これは間違いは発生することはなかったということですので、いわゆるここが事務ミスということで捉えざるを得ない、ということですよね。これが発生の原因ですよね。

副町長 私もずっと入札事務執行しておりますけど、こういう例は初めてです。前は入札書を別の封筒に入れ替えたという事例はありました。もっと別の事例もありますが、おそらく予定価格自体が違うということは初めてだと思います。そこは当然担当の予定参考価格を記載する時にミスをしたということです。

齋藤委員 担当部署のいうのはどこですか。

副町長 管財係になります。

齋藤委員 管財係ですね。そこが発生原因ですから。原因は分かりました。

副町長 そこはわかっております。業者の皆さんにはその旨は申し上げて謝っているということです。申し訳ないということで。

齋藤委員 工藤議員はそのことを、間違っていたものをまた書き直すわけですので、「改ざんしたんじゃないかな」というようなことが工藤議員の根底にあるわけです。そこが問題になってくるんですけれども、真実はやはりこここの予定参考価格を事務当局が間違ったということが真実だということでいいのですか。

副町長 「改ざん」というのは人から分からぬうちに、知らないうちに書き換えておくというのが「改ざん」だと思いますけれども、先程申し上げましたように行政手続きとしては、間違いなく入札執行はきちんとして、その後に分かったものですから、

それを撤回して、再度正しい予定価格をもって落札決定をしたということありますので、「書き換てる」というか「改ざん」はしていないということです。

齋藤委員 間違ったことを確認して、そして改めて書き直したということですね。業者の皆さんからも理解が得られたということですね。

副町長 そうです。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

村上委員 いろいろ副町長から資料で出していただきました。今、小野委員や齋藤委員からもあったとおり、同じ質問になるかもしれませんけれども、いろいろな経過があって、入札業者の同意を得て、同日執行して、第1回目の応札結果に基づいて落札決定したということでおろしいでしょうか。この点。

副町長 そのような手続きを踏みました。

村上委員 その結果を受けて、今回のこの入札執行については、資料の一番下にあるように「適正に行われた」と、町ではそういう判断をしているということでよろしいですか。

副町長 はい。そのように思っております。ミスはもちろんあって、それについてはお詫びを申し上げましたけれども、その後の手続については適正に行われたというふうに思っております。

委員長 よろしいですか。他に、また一通り質問はしましたけれども、まだ時間がありますので、なお経過確認などあれば。

小野委員 同意を得たということについて少し確認をしたいのですが、午後からまた業者の皆さん8社をお呼びして、事務ミスだったという説明をしたと。それで2回目の、言ってみれば不要な書類は破棄をしたと、そういう説明された。

副町長 書類は破棄したということは言っていないと思います。

小野委員 「破棄した」と聞いているようなんですが。

副町長 それは、その場では言っていないと思います。

小野委員 言っていないですか。

副町長 ただ、工藤議員の方から、後から「2回目で札入れされたものは、いくらだったのか」と聞かれたときに、既に担当課としている書類だという事でシュレッダーをかけておりますので、各社に聞きました。金額については覚えていたところと、分からぬところとか何社かありましたけれども、そういう事実はありましたけれども、入札執行会場に2回目集まつてもらった時には、その入札の書類についての話はしていないと思います。

小野委員 でも、業者の皆さんを呼ぶときには既に書類は破棄してしまっていた。

副町長 いいえ、それは当然、後だと思います。

小野委員 その後なんですか。

副町長 確定しなければ、それが例えば再入札に行く場合は、当然2回目の入札結果はいるので。

小野委員 その上で、同意を得たということに少し違和感を感じたのは、何名か当事者の皆さんからお話を伺ったのです。それで、なぜあれで落札できなかつたのか、皆さん疑心暗鬼になつっていました。お呼びされて説明を聞いた時も、言えば鳩が豆鉄砲を

食らった状態、ポカーンとして何が起こったか一瞬のみ込めなかつたと。そこを確認しようと思ったら、執行者である副町長はそれだけ言うと退席してしまつたと。あとに残つたのは立会人しか残つてなかつたので、確認もできなかつたし、同意を得られたのかというとそういう感じではなかつたと印象をお持ちのようなのですが、そのことについて見解をいただければ。

○
副町長 工藤議員の意見にもあつたように、入札、応札業者と町の関係について、職権があつて、応札業者側からは当然、撤回とか取消とかできないわけですけれども、町としては執行者として、行政処分序として、そういうことが出来ることになっています。それも含めて、当日4時に入札業者8社から集まつていただいて、全員我々は起立して、総務課長、管財係長、担当者それから立会人と皆で、皆さんに今回のことについてお詫びを申し上げたいということで頭を下げ、そのうえで改めて、先程言った第1回目で落札したことにしてさせていただくという話をしました。しかし、質問時間は特にとらなかつたわけですが、それについて特に皆さん納得されたのではないかと、相当丁寧に謝ったというつもりではおりましたので、そこは人によつて感じ方は違うかもしれません、権限でそういう対応をさせていただくということであれば、町としてはきちんと相手に対しては謝って札を尽くしたということですでの、特に異論というような形はなかつたと私は思つております。

○
小野委員 その件については了解しました。私も8社全部聞いているわけありませんので、いろいろ受け取つた印象は違うのかしれませんので、そのうえでもう一点大きな問題になつたのが書類の廃棄ということなんだとと思うんですね。事前に管財係の方から確認しましたら、入札調書及び入札に入れている各社の札ですか、これは五年保存しているものだということでございました。間違いで起こつたことだとしても正規に入札で行つた調書、たぶん廃棄されたのは入れていただいた札等調書なのだと思いますけれども、これはある意味公文書だと思っておりますので、町で五年保存するべきものを誤つたからと言って、自分たちのその誤つた部分を簡単に廃棄していいのかどうか、その辺の見解について伺いたい。

○
副町長 町には「文書管理規程」がございまして、その中には永年保存のものとか、年単位で決まつております。私もその辺は確認しているのですけども、その中には契約書は永久保存ということできちんと書かれておりますが、おそらく入札に関するものについては、ありましたかね。そこを確認しなければいけませんが、それは特に無かつたと私は記憶しております。その中で当然先程申したように、行政行為の撤回ということでありまして、その1回目の予定価格に達していないという言葉をもつて、ここまで行為は無くなつたということになりますので、当然その後の2回目の入札自体も当然無くなつたということありますから、そういう意味で担当課としては、その書類については不要だという判断したのではないかなと思っております。

小野委員 一応、「庄内町文書取扱規程」の中には、確かに入札調書とか入札の札は書いてはいないです。具体的には無いんですけども、管財係に確認したところ、これは入札の過程において重要な書類なので、指名業者選定審査会に関する文書か何かの取り扱いなんだと思ひますが、5年間保存しているということでございました。特に電

気工事の方は一度落札させてますので、おそらく口頭落札通知受領印をいただいているんだと思うんですね。これはやはり落札した業者がそのまま契約する意思があるのかどうか、その業者が最低価格を入れて、優先権を得たという証ですので、これも重い文書なんだと思うんですね。これも自分たちにとって必要ないからということで、簡単に破棄してしまったことに関しては少し安易だったのではないかと。その部分の説明もいろいろ書いてありましたけれども、どうも私から見ると自己中心的な言い回しに取れるものですから、少しここに関しては安易だったのかなと思うんですが、いかがでしょう。

副町長 事務を取り扱う者の意識もあるとは思いますけれども、町として必要、不要という話は、担当課として判断したことありますので、私はそれは、正規にされたと認識しておりますし、「文書管理規程」にどこまで詳しく書くかということもありますが、それは今後整理することかなとは思います。ただ、今回の入札においては行政行為の撤回だということもあって、おそらく担当の方ではもういらないのだと判断をしたのではないかとそういうふうに思っています。

小野委員 これで終わりにしますけれども、今回の間違えたことによって、撤回している形で、こういう形が法的に問題ないかということで総務省とか入札の専門家である国土交通省に確認したのです。両省とも「実は入札に関しては特に発注者側にはそんな細かい取り決めはないんだ」と。ただ「そんな間違えることを前提として法律は作っていないので、その部分は明記されておりません」と。「ただし、一度不調を宣言したらその入札はそれで終わりですよね」とお話をされているようでしたけれども、大体総務省、国土交通省でもそういう感覚をお持ちですので、私も知人を通じてこの周辺の地方自治体の皆さんができるだけの認識を持っておられるかということを聞いたのですが、今副町長から頂いた判断なんですけれども、やはり全くそういう判断はしていなかったようです。「何でこういう対応ができたのだろうか」と。「本来ありえないですよね」というのが、ほとんどの皆さん異口同音におっしゃっておられたんです。確かにこの対応を見ると、法的にこういう根拠もあり得るのかなと思いましたが、普通、世間一般ではなかなかこういう細かい説明をされれば別ですけれども、理解しにくい内容だと私は思うのですが、副町長の見解は。

副町長 県とか国とかは、事細かいマニュアルを定めていて、それに対してどうするかと決めているところも中にはありますけれども、先ほど申しましたように庄内町には不調になった場合、どう対応するかについては明文の記載というものはないのです。それで町としては町益を考えれば、再入札になるのか、あるいは今回の様な対応になるのか、そこは判断だと思います。ですから、あり得ないということではなくて、今回も3つの要素が重なったので、たまたまそういうふうな手続きをしましたけれども、例えば分かったのが翌日であれば、当然今回の様な対応はできませんし、指名でなくて一般競争入札であればできないので、今回はたまたま非常に稀なるケースだと私としては思っています。

小野委員 分かりました。私も今回一般質問しておりましたけれども、町当局が何か作戦的にやったとは思っていなかったのですよ。多分、間違いをやってその間違いを業者の皆さんにも迷惑をかけない、総合的に最善な方法を探ってこの形になったのだと

思うのですが、私もそう思っています。ただし、その過程は普通、常識で言うと大変分かりづらい内容になってしまったという印象を持っているということだけは申し上げて終わります。

委員長 他に皆さん、この1点だけ質問したいという方がおられればお願ひします。

齋藤委員 問題は、工藤議員からこういうものが出て、問題がこのようなことになったわけですが、工藤議員の文書を見ますと、入札の落札にあたっての「結論を押し付けた」と、こういう文言があるのです。これがどうも尾を引く問題なのですよ。「結論を押し付けた」ということと、それからこのことが起きたことについては、先程副町長から話しがあった通りであります。事務的ミス。それからもう一つは、今、小野委員が申し上げたように、2回目の書類を破棄した。これは書類の保存の決まりがあるわけで、そこが問題だということを言っておられるので、破棄ということが本当に適正であったのかということなんですね。「押し付けた」と「破棄」と「改ざん」ということと、これを言っているわけですから、「改ざん」については先程申し上げましたが、「押し付けた」と「書類の破棄」ということについてもう一度答弁を。

○
○
○
○
○
○

副町長 「押し付けた」ということは非常に主観的な言葉ですので、先程小野委員から話しがありましたように業者の中でそう言った方もいるかもしれません。ただ、先程申しましたように、処分行政として町は取り消すことを権限として持っていると、撤回することを権限として持っているわけですので、それは行政手続きとしては、そういうふうにやらざるを得ない義務があります。今回「押し付けた」と書かれておりましたけれども、指名競争入札に参加していた全業者から集まっていたので、一応その間違っていたことの説明と了解というか、私どもが謝って、そのことについて理解を求めていたので、「押し付けた」いう表現は一方的なかなあと私は感じました。それから2回目の関係書類を破棄したことについても、先程お話ししたとおりですけれども、工藤議員の質問にも町として回答している内容ですけれども、いわゆる行政行為の撤回ということであって、それをもって書類については不要になると、1回目のものはいるわけすけれども、ですからそういう手続きに基づいて不要な書類については処分をしたことですので、担当としては当然いらないものだという風に認識したのではないかと思っておりまして、廃棄というとわざと捨てたという意味なのですけれども、不要な書類として処分したというふうに考えております。

委員長 他に皆さんございませんでしょうか。なければ副町長の方からは一応説明を終わったという事で、説明を終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは副町長どうもありがとうございました。

【10:12 副町長退席】

委員長 ただ今、副町長の方から説明がありました。副町長の説明依頼は今回の論点には入って重きは置いていないようすけれども、時間はありますので、例えば今のやり取りの中で、こういった点もあるという事であれば出して頂きたいと思います。例えば、先程ありましたけれども「取消」と「撤回」のことですとか、あくまでも町当局は法令に則ってやったことがあるわけですので、あとはそこに瑕疵がないかということは、我々は判断させていただくことはできないので、ただ今の説

明は主流でないすけれども、なお、時間がありますので若干全般にわたって、今
の説明の中で何か引っかかるものがあれば意見を交えたいと思いますが、いかがで
すか。

小野委員 今、委員長が言られた通り、今回の審査の主なものではありませんし、町の対応
が違法だったのか合法だったかを判断する立場に我々はありませんので、そこに関
してはこれ以上現時点での議論は必要ないのではないかと思います。但し、伺い
ましたけれども普通、入札に関する事務執行ということで、我々も素人でございま
せんので、それなりに知識はあるつもりでしたが、なかなか分かりづらい、本来想
定しづらい内容であったなあということだけは申し上げたい。

委員長 それではその他皆さんからございませんか。次に説明いただく方からは 10 時 30
分を予定しております。冒頭申し上げましたけれども、極力休憩は取らないよう
にするとありましたけれども、ただ今の件は、約束の時間は守らなければならないと
思いますので暫時休憩します。10 時 30 分より再開します。 (10 時 15 分休憩)

【10:28 工藤範子議員着席】

委員長 再開します。 (10 時 28 分再開)
それでは約束の時間前でございますけれども、全員揃いましたので工藤範子議員
の方から先に案内出して頂いてます事項について、特に論点は先刻申し上げてお
りますけれども、そこら辺のところ中心にして説明いただきたいと思います。只今か
ら再開いたします。それでは工藤議員よろしくお願ひします。

工藤議員 よろしくお願ひいたします。初めに、町長から私に名誉棄損、法的手段も考えて
いると言われておりましたので、私の主張も明確にしなければなりませんので、場
合によっては精査する必要がありますので、審査会全体会議を要点筆記でなく全文
筆記をしていただき、また、録音をとらせていただくことを許可していただくことを
委員長の取り計らいをお願いいたします。また、私の名誉にかかる事がありま
すので、この点をお認め頂きたいと思ひますけれども、委員長の取り計らいをお願
いします。

委員長 工藤議員に申し上げますけれども、今回は公開ということでござりますし、話あ
った件、議事録の関係を残すという意味で極力休憩は取らないという事になってお
りますので、こちらの方でも後々のことを考えますと、そういう準備をしています
ので、工藤議員からあるように個人的にテープを持ち込んで録ると、どちらの方で
後程検証いただければいかがかと思ひますけれども、その点いかがでしょうか。

工藤議員 私もやはりそういう法的手段というようなことも考えているということなので、
私にも名誉回復には私も考えていかなくてはならないこともありますので、要点筆
記でなく全文筆記していただき、それはその通りだと思いますけれども、それでは
は録音は。

委員長 録音はこちらの方で取っておりますので、その必要はなくして、説明の方に全精
力を注いでいただいたらいかがなものでしょうか。いかがですか。

工藤議員 それではそのように理解させて頂きます。

委員長 それでは工藤議員から説明よろしくお願ひいたします。

工藤議員 まず初めに、町長から「なぜ文書を投函したのか」と言われましたけれども、私

は回答書を両面刷りでしたが、しかし、当番幹事である莊内日報記者だけに私の名入りの庄内町議会議員工藤範子と書いてあるペーパーも入れましたが、結果的には2通りの投函となりました。町長からの「投函文書が欲しい」との要請に対しては真摯に答えようとしたのですが、全記者に入れたものと思い込み、両面刷りのペーパーを「8月27日に9時半に記者クラブに提出した資料です」と持参をいたしました。意図的に替えて行った行為ではありませんので、ご理解を賜りますようお願いいたします。また、2つ目の⑧の文中に「改ざんして」と文言を書いたのは、不調に終わった札入行為や、解散宣言した後に予定価格の記入に誤りがあったという理由で、1回目の入札で落札していたとする町の行為は改ざんそのものであり、「改ざん」という文言を使ったものであります。この2点でよろしいでしょうか。

委員長 一通りの説明はこれで終わりですか。

工藤議員 そうです。

委員長 また、皆さんの方からただ今までの説明について、質問していただきたいと思いますよろしくお願いします。

村上委員 工藤議員に何点かお伺いしますけれども、酒田地区広域行政組合の議員ということで、酒田市の市原議員と両名で町の方に入札に関する申し入れをしてますね。申し入れして、町の方から回答いただいておるわけですね。いただいておりますね、今回は。

工藤議員 はい、いただきました。

村上委員 回答いただいた時点で、やはりこの内容、自分の申し入れに対する回答が納得できなかったのか。その点。そこで納得できなかつたとすれば再度なぜ申し入れをしなかつたのか。それ一点ですね。それと文書をマスコミに投げ込みしたということですけれども、ここに走った経緯、この行為、なぜこういう行為をしたのか、どういう想い、どういう考え方から、それが二つ目。三つ目が今説明あったように、町の方から「マスコミに流した文書を是非提供してください」と言わされたときに、違った文書を渡したということで、それは勘違いとか、いろいろ今説明あったわけですけれども、そこを何でもう少し確認しないでそういうことをしたのか。それが3点目。4点目は自分自身がマスコミに投函したのか。投げ入れしたのか。それともう1点、電話番号が入っている、8月31日、それは7月31日ということで全員協議会で訂正されておるようですけれども、本来であれば「26,880,000円」の数字を「2,688,000円」ということでマスコミにリークですね、この文書。マスコミに対して事件訂正したのか、してないのか。このままで終わっているのですか。これについてお答えをいただきたいと思います。

工藤議員 それでは村上委員にお答えいたします。私ども、行政組合議員の市原栄子と私と申し入れをしたということは、6月25日の行政組合の臨時議会で、その日にいろいろお話ししましたが、その時は「庄内町での入札行為ですから、広域行政組合とは何ら町に委託したでありますので、詳細については分からぬ」ということがありましたので、6月30日に市原栄子と二人で副町長にいろいろお聞きしたところであります。再度申し入れしなかつたのは、ということでありましたけれども、申し入れして回答をいただきましたけれども、不可解な点がありましたので、その点につ

いては再度申し入れをしないで、また 9 月の議会で一般質問をやつていった方が良いかなと思ったことで、再度申し入れはしなかったのであります。なぜそういう行為をしたのかと言いますと、不可解なことがうやむやに埋もれてはならないと思うので、広く知らせるために記者クラブに知らせたのであります。また、勘違いしたのかとありましたけれども、すり替えて入れるつもりはありませんでしたけれども、莊内日報が当番幹事であるということからして当番幹事の記者にこの私の名入りのペーパーを入れたわけです。また、自分一人でやったのかとありましたけれども、私オンブズマンの方々と一緒にになって、今の問題についてやっておりましたので、一人の行動でやったのではありません。また、事件訂正、数字とか 3 点については誤りがありましたけれども、そのことについては私、訂正是しておりませんけれども、この点についても皆さんに深くお詫びをしなければならないと思っているところであります。「8 月 31 日」となっておりましたが、これは「7 月 31 日」の誤りで、金額は 2 か所の誤りで「2,688,000 円」にゼロを一つつけるのがあとでから気づいたものでありますし、3 か所の誤りに気づいたのは後でからでありますので、私文書とはいえ最後の確認を怠ることのないよう、今後心がけてまいりますので、よろしくお願ひいたします。プレスに訂正は致しません。

村上委員 後段の方から、なぜプレスに事件訂正しなかったのですか。間違った数字を出したわけですよ。これはどうしてもマスコミに流したわけですので、誰か個人的に文書を流して一桁間違ってということであれば良いのですが、あなたは目的があつてマスコミにリークしたわけです。これだけの数字が間違っているものを訂正しなかった。なぜですか。

工藤議員 後でから丸一つ不足しているのが気づきましたので、この点は私、悪意でやったことではありませんので、その点をご理解していただきます。

村上委員 悪意ではないにしても、あなたが今回やろうとした行為ですね、これも我々なかなか理解できないわけですけれども、工藤議員は不可解だと、当局からの回答が不可解という言葉使っているわけですけれども、なぜもう少し事実確認をしなかったのかということなんです。事実確認してからであつても、この行動、行為はできたのではないか。今回論点になるのは 2 点なんです。文書をなぜマスコミにリークしたかと、しかもさっきから言われているように、携帯番号載っている「結論を押し付けた」それから「予定価格を改ざんして」という言葉を使いながら流しております。一議会議員、公的な立場としてこの行動に走った責任は非常に重いものではないかということです。数字も一桁丸一つ違ったと、謝って済む問題ではないと思うのですね。そのことについて、もう一度お答え願います。

工藤議員 この「26,880,000 円」を「2,688,000 円」と書いたのは先程も申し上げたけれども、悪意でやったことではありませんので、ご理解を賜りますようお願いいたします。それから「改ざんして」というように、なぜ「改ざん」という文言を付け加えたかということは、先ほども申し上げましたけれども、入札不調後に予定価格の記入に誤りがあった理由で 1 回目の入札で落札していたとする町の行為は「改ざん」そのものであると私は認識したのであります。また「改ざん」とは、「字句などを改め直すこと。多く不当に改める場合に用いられるようになった」というような、広

辞苑から私、引き出しましてこのような文言とさせていただきました。

委員長 村上委員からはなぜ事実確認してからということで、町当局からは説明をもらっていますけれども、なお、そこら辺のところ、マスコミにリリースしたものと微妙に違うわけです。「推察される」とかあるもんですから、そこまで行く前に例えば、もう少し個人的に正確さを期するためにワンクッシュン置けなかったということだと思いますので、そこら辺のところの考え方はどうかということです。

工藤議員 副町長に機械設備の入札書類を見せてほしいと問い合わせましたら、1回目で落札したので2回目の関係書類は破棄したというような回答がありましたので、私はあまりにも不可思議な行為だったのではないかなと思っておりましたので、聞き取りすればするほど、余りにもこの入札に対して、行ったその行為は町の行政実例にもないし、本当のやり方か、私は不可解に思ったところであります。

村上委員 再度確認させて頂きますけれども、議会議員という立場、公人ですよね。公人として私から見れば「改ざん」とか「押し付け」とか、町からもっと事実確認して、しっかり調査をしてからであれば、まだ、ということかもしれませんけれども、はつきりした事実確認をしないで、こういう行為に走った。しかも相手先がマスコミですよ。この事実は結果出ているわけです。文書に、我々にも配布なっている通り、この行為についてどのようにお考えなのですか。

工藤議員 私はやはりこういう申し入れをして、回答書いただきましたけれども、この回答書には不可解な点があまりにも多すぎて、私は単純なミスを理由に予定価格を変更して入札を合法化することは、私は許されないのでリリースしたのであります。

委員長 その他、皆さんの方からございませんか。

齋藤委員 この文書の中で、今、村上委員からも申されました、やはり「改ざん」という言葉がどうも引っかかるのです。というのは「改ざん」というのは工藤議員の話されて良いのだろうと被請求者が。不当に不法に道理に外れたという意味だと私は思っております。ですから「改ざん」したことが本当にそういうことであったのかがどうも引っかかると思います。それで町の方では、確かにこういうことに至ったことの経過の中で、事務的ミスをしたと認めているのでありますので、この辺が私は被請求者との捉え方の違いがあると思います。この真実を確かめないままで「改ざん」したということがどうも大事なような気がします。それから「押し付けた」という言葉がありました。これも確かめたところ「押し付けというふうなことではない」と。「まずは理解をしてもらった」とこういうことを言っておりますので、その辺が違います。あとプレスリリースしたことは、今、被請求者が言うように議員の個人の立場としての中で、広く内容を知らしめると、これは理解される部分だと思いますが、違った文書、これを公開したことについてもやはり問題があると言わざるを得ないと思っております。こんなところを感じておりますので、まずは一つ目の「事務ミス」と「改ざん」の捉え方、被請求者は「改ざん」と今、改ざんの意味を申し上げましたので、その言葉を使ったということはどういうことで使ったのか、その辺の説明を求めます。あと「押し付け」と。それから違った文書をマスコミにリリースしたこと。間違ったものを公開したこと。訂正もしないで、この辺についてお答え願います。

工藤議員 副町長からは聞き取りした時には、何ら問題はなかったと説明を受けましたのですけれども、町の契約には2回までというようなことで、前は3回あったそうですけれども、2回までなんだそうです。それで3回はできませんので、その日の午前中にその2回の入札をしたけれども1回目、2回目も不調宣言をしながら、後でから気づいて、またお昼休みに業者に電話をして、「4時に集まってください」と言われて、業者の方が皆さん集まったところで、単純な記載ミスであったということは、何度も入札に参加されている方も「そんなこと聞いたことはない」ということで、「単純ミスで済ませられるものではないのではないか」と私に言われましたので、それから私はいろいろ調査をしたのであります。また、「押し付け」については別に業者の方々に押し付けというようなことでなく、「単純ミスでありましたので、大変申し訳ございません」というようなことで、担当課から話を聞いたというようなことでありましたけれども、私はそれをその日に不調宣言をしたのであれば、次回また仕切り直して再度入札にかけるべきではなかつたのかなと思っております。それでそのようなこともありましたので、いろいろ不可解な点がありましたので、この点についていろいろ調査をしたわけであります。それからリリースをしたのは、やはり先程も申し上げましたけれども、不可解なことがうやむやに埋もれてはならないと思うので、やはりこういうことはきちんと皆さんに知らせるために記者クラブに行つて知らせた方が良いのではないかということで、記者クラブにリリースしたわけであります。以上です。

齋藤委員 今、話を聞きましたが、今でも町は「事務ミス」いや私は「改ざん」だということについての考えは変わらない、ということでしょうか。

工藤議員 はい、変わりありません。

齋藤委員 それから、間違ったことのお詫びの言葉がありましたが、これを違っている内容を投函したわけですから、これは訂正をしたものでやらないと誤解を招く。町の入札金額ということで大変な重みのある金額だと思うのです。これが違っている内容で投函して、新聞には載らなかったわけですけれども、これが載るということであれば大変なことになるわけですので、この辺の訂正ということを全然考えておらなかったのか。どうであったのか。

工藤議員 後でから見て私もびっくりしていましたけれども、この金額については、訂正することなく今日まで至っております。丸一つ違えばいろいろなこともまた出てきますので、やはりこういう私文書とはいえ、やはりきちんと最後まで目を通してしなければならないと思って反省をしております。

委員長 その他。

小野委員 要は町長の方からマスコミに投函した書類をいただきたいと申し入れに対する対応ですけれども、工藤議員の説明を聞いて、特にすり替えたりとか、そういう悪意がないことに関しては、発言をいただきましたけれども、そうであったとしても、当番幹事に出したものは多分そのまま各社マスコミの方に送られると思うのです。その辺の認識がやはり甘かったと言わざるを得ない。そこは1点反省をしていただきたいと思っております。それから、工藤範子という名前で出したもう1枚の文書ですが、先ほど工藤範子議員は私だけじゃなくて、今ここに発言は出てきませんで

したけれども、前に元県議の方だとか、今回発言の中にあったのは、オンブズマンですか、いろいろ皆さんと協働して、いろいろ考えたと思うのですが、ここには庄内町議会議員工藤範子として文書が出てますので、全ての責任は工藤範子議員にかかるということですので、その認識をしていただきたい。その 1 点と、あと先程来皆さんから言わわれているように、日程が間違って、数字が間違っている部分は、この文書の重みをどれだけ認識をしていたのか、そこは疑わざるを得なくなります。これは一歩間違えるとこのまま新聞の活字になった可能性がありますので、そこはやはりもっと精査して、この文書の重みというものを自覚するべきだろうと思っております。あと、やはり「結論を押し付けた」「予定価格を改ざんした」という部分なんですが、先程来、工藤範子議員がいろいろ経験者の話しを聞いた時に「こんなことはありえない」、私もいろいろ聞いてみたら、これまでそういう経験をされた方は「こんなことはありうるのか」と私も聞きましたが、町当局の方から先程いろいろ説明伺ったところ、町当局は町当局で、それなりの法的根拠を持っているということでございました。大変分かりづらい部分もあって、我々がこれまで入札に関する一般常識では少し考えていなかった内容だったので、なかなか工藤範子議員にしても、初めからその可能性は分からなかったと思うのですが、いろいろ可能性がある中で、やはり最終的に確認しないで、工藤議員は今でも「改ざんした」という想いはあるようですが、それはまだ現時点において主観だったと思いますよね。自分の想いだけできちんと確認もしないで、マスコミプレスリリースすることに関しては、やはり 1 点責任が大きいと思っておりますので、その 1 点です。町の対応が違法だとか合法だとかではなくて、十分な確認もせずしてプレスリリースしたことに対して、そして、このように文書が不正確な状態で出したことについて、工藤範子議員の今の心境と申しますか、想いを語っていただければと思います。

○
工藤議員 プレスリリースしたのは、先程も申し上げましたけれども、あまりにも不可解な点が多くありましたので、一応この経過について、いろいろ書いたものを当番幹事である庄内日報の方に投函したということは、一人の記者に投函したことは記者全員にまたコピーされて、皆さんに報道されるということもありましたので、この点は私もこの文書については、この度は先程も申しあげましたけれども、不正確な数字をまた間違えて書いたことに対しては深く反省をしておりまし、また、これまでこの間違った文書を自分も一般質問するまで、ずっといろいろな調査をしながらやってましたけれども、見落としたことに対しては私も反省をしておりますし、やはり今後気を付けていかなければならぬと思っております。また、この不正確な情報をリリースしたと、先程言われましたけれども、町からはいろいろなことで業者の方からは理解を求めたと言いながらも、町の行政の実例に見ても、私、見当たらなかつたので、そのようなことで私は今回取り上げたわけあります。以上です。

○
小野委員 少し分かりにくかったのですけれども、数値が不正確であったことに関してはまず反省をしていると、そのうえで少し分からなかつたのが、「結論を押し付けた」「予定価格を改ざんして」という部分、十分事実を確認しない段階で、自分の主観をえた、これ主観だと思うのですね。私はこう思ったのだと思います。こう感じたと思いますので、それをその段階でプレスリリースしたことについては、反省をして

おられるのかどうか、そこを確認したい。

工藤議員 いろいろ私、この調査をしながら、情報公開で資料をもらったのですけれども、入札の調書には1回目は金額書いてありました。「2回目の金額はどうしたのですか」と聞いたところ、2回目は必要がないのでシュレッダーにかけたということもありましたし、町の契約、入札とかそういうものは、5年間の保存期間がありますので、シュレッダーにかけたというようなことはあってはならないのではないかと思っております。それで、いろいろと1回目の金額、2回目もやりましたけれども、それでまた1回目に戻したということは、数字を変えなければ落札できないですから、数字を書き換えなければこの方に落札できなかつたのでありますから、私は数字を書き間違えたのであれば、「改ざん」というような言葉で今も思っております。

小野委員 その1点は先程から伺っていますので、十分に事実を確認していないこの段階で「押し付けた」「改ざん」という部分を、私見を交えた文書をマスコミにプレスリリースしたことについての反省はございますか。

工藤議員 経過ですけれども、私6月30日に市原栄子と副町長から聞いた時には、いろいろ申し入れする内容が出てきましたので、申し入れと同時に文書を投函したのは7月31日でありますので、その間いろいろと調査をすればするほど、そういうミスが不可解な点が多くだったので、私はなんら推測で「改ざん」というような言葉を使ったわけではありません。

小野委員 まずは理解しました。それで、町当局から我々聞き取りしたのですが、文書廃棄、公文書になると思うのですけれども、これを破棄したことに関しては私個人としては説明した範囲ではまだ不可解な部分が残りますが、入札を前に戻って1回目の入札で落札させたということに関しては、とりあえず町当局の方で法的な根拠を持っているようであります。ただ残念なのは、ある一定入札の常識を知っている者であればあるほど、この副町長から頂いた文書を見るとやはり「改ざん」だとか「隠ぺい」だという疑いが出るんだと思うのですが、そういった印象を持ったのは無理からぬことだと思いますけれども、そこからさらに調べて町当局に聞いてみると、彼らには彼らの言い分があったようであります。やはり、そこをしっかり調べてからでないと、ここのプレスリリースはできなかつたのかなと印象を持っているところでございます。やはり、この時点でプレスリリースということに判断をしたということに関しては、少し時期尚早だなと思っておりますので、工藤範子議員は範子議員として確信は持っているようですが、それとはまた別の事実もあるということで、その確認は本来はしたうえでプレスリリースすべきではなかつたのかと思っているところであります。以上です。

押切委員 7月31日でこれを入れなければならなかつた理由ですね。例えば一般質問をして、確かめてそれからの行為でも、決して先程工藤議員が不可解なことは、そのままでいかがなものかと思って、そういう行為に走ったという説明がございましたが、一般質問で質問した後に、なおかつ、その後小野議員も一般質問で提示していたわけですので、その辺でお互いに探り合って、それでもなおかつ、おかしいとそういうものがあった時に、その後でも皆さんに知らしめるという想いは、その後でもよかつたのではないかと思います。なぜ、そういう確認をしないで7月31日に出さなけ

ればならないと思ったのか。これは皆さんにお知らせするという、隠す、隠さないはともかくとして、お知らせをしなければならないと思ったことは不可解に思ったからということではありますが、きちんと行程を踏まえてからでもその行為をしても遅くはなかったのではないかと私は思っています。その辺について、なぜ 7 月 31 日の時期に、早めに出さなければならぬと思ったのか。知らしめるという想いだけであれば、確認してからでも十分に知らしめる機会はあると思うのですが、その辺の 1 点をお伺いしたいと思います。

工藤議員 先程も申し上げましたけれども、7 月 31 日になぜ、もう少し後でもよかつたのではないかと、今、押切委員から言われましたけれども、私はいろいろな調査をやっていますが、このことが町の入札に関して、いろいろまた酒田・鶴岡に聞いたけれども「このような庄内町で起きたようなことは、これまでもなかった」ということでありますし、また「考えてもいない」というようなこともありますので、余りにもこの入札行為に関して、不可解な点がありましたから、7 月 31 日に投函したのであります。その後でよかつたのではないかと今言われましたけれども、これからまた入札がありますので、いろいろとそういうのにも影響が与えるのではないかと思って投函したのであります。

押切委員 その後の入札のことも考えてとおっしゃっていましたが、例えば私たちも一般質問するときにいろいろ調べて質問はしますが、自分の想いが深い分だけ説明を受けても「いや違う」というこの想いが強くて、どうしても同じ天秤に測れなくて、こういうふうな文書が出たのかなと私は一番初めに見せていただいた時に思ったので、そういうのもやはりきちんと「論議しているうちに、ちょっと違ったのかなあ」と確認をするという私達公職の大事な部分であろうと思うので、知らしめる一部分であれば私はそういう行為をきちんとした後に、町民に知って頂くということはそれは蓋をするということは良くないことなので、本当にそれが正確であれば、私は知らしめることは大事なことだと思っておりますので、ただそこがすごく残念だなど、もう少しこれを確認して皆でそれを確認した後、なおそういうことであれば、是非そういう行為も必要だっただろうと思うので、そこは少し私から見ると自分の議員活動の一環とは言いながらも、少し早まった売名行為的なところもあったかなというように私は感じましたので、その点はやはりその時でないとダメだと今でもそう思っていらっしゃるのでしょうか。

工藤議員 月日が経てば経つことによって、いろいろなうやむやが解決もできなくなりますので、私は早期に解決すべくこのようないちの基にリリースしたのであって、後々にしてからでは遅いのではないかと思って投函したのであります。

村上委員 1 点だけ最後に私から質問させて頂きます。工藤範子議員の携帯の番号載っている文書ですね。数字が間違っておったのは反省しておるようでございますけれども、この文書作ったのは工藤議員自らですか。

工藤議員 いえ、オンブズマンと相談しながら、私が聞き取りしたことと、市原栄子とオンブズマンの方々と一緒にになって行動しました。

村上委員 文書の原本は貴方の考え方か。

工藤議員 私の考えでこういうふうに一応下書きは書いて出しましたけれども、そこの中に

はオンブズマンの方もおりまして、そこでやりながらしました。

村上委員 数字の誤りはもう 1 回言いますけれども反省しているということですが、今でもこの文書をマスコミにリリースした、投函したことはまだ正当性を持って正しかつたと、今でもお持ちですか。正しかつたとリリースしたことは。

工藤議員 やはり、私に情報を流してくれた方も「今までこんなことはなかつたし、余りにも町の対応が本当でない」ということでありましたので、私はいろいろ調査しながらこの行動にしたわけですけれども、このリリースしたことについては広く皆さんに知らせるために行った行為でありますので、私は別にそういう行為に走ったことに対するは今でも変わりありません。

村上委員 正しかつたと。

工藤議員 はい。

村上委員 何ら反省する内容ではないということですか。

工藤議員 はい。

委員長 皆さんの方から、その他ございませんか。なければ最後、私から 1 点だけ、町長からマスコミにリリースした文書、内容を知らせて欲しいとあった時、提示したのは 7 月 6 日付けの工藤議員、市原栄子議員の連名での申し入れと、それから原田眞樹町長から両名に宛てた回答、この文書がマスコミリリースしたことで提示したことによろしいですか。

工藤議員 はい。

委員長 事実は 3 枚目の先程から話題しております携帯番号書かれているもの、そういうことでよろしいですか。

工藤議員 はい。

委員長 はい、分かりました。

工藤議員 このペーパー、申し入れ書と回答書の両面刷り 1 枚を「このものです」と、副町長に持っていました。その時、町長はおりませんでしたので、副町長に渡したわけです。

委員長 その辺は、常識的に言うと提示したもの素直に出すというのが良識ある行動だと思うのですけれども、その辺のところがちょっと私から見れば信頼関係が工藤議員と町当局、町長との信頼関係が崩れる元になるのではないかと感じたものですから、その辺確認させてもらいました。

皆さんの方から。

齋藤委員 9 月の一般質問の中で、工藤議員の質問がこの問題であったわけですけれども、中途で町長から「町に対する中傷に値するような発言であるから」とあつたわけですね。後でその真意のことについて文書で回答せよと、いうような町長からの要請とかあつたわけですよ。それに対して回答をどのようにされたか。そのことについて。

工藤議員 二つの件についてありましたけれども、これは後程申し入れしようかなと考えております。回答を出すつもりでおります。

委員長 皆さんの方からありませんか。ございませんね。

それでは今まで工藤議員から説明していただきましてありがとうございました。一応聞き取りはこれで終わりたいと思います。終わります。どうもご苦労様でした。

工藤議員 どうもありがとうございました。

【11:16 工藤範子議員退席】

委員長 暫時休憩します。

(11時16分休憩)

委員長 再開します。

(11時17分再開)

一応、今日予定したものは、2名の方から説明をいただきました。まず今、工藤議員の方からお話しあった件について、今日はそういう深く、結果がどうとはならないと思いますけれども、今まで説明いただいた中で私どもが主な論点としている事柄について、弁明いただくなことになったのかどうか、まずはその辺のところで確認し合いたいと思います。再度、今の段階で再度説明いただくことはないかと思いますが、感じたことを皆さんの方から出して頂ければありがたい。よろしくお願ひします。

小野委員 今、町当局及び被請求議員である工藤範子議員の話を伺って、全てが納得いくかはどうかは別にして、お互いの考え方を理解をいたしました。これ以上の聞き取り調査は必要はないかと思っておりますし、双方の言い分に対して今ここで議論するには、内容が内容ですので一度皆さん5人の委員で咀嚼した後に、日を改めて議論すべきだと思っております。そのうえで1点確認したいのが、副町長から頂いたこの文書ですね、今回の事件に関して大変影響のある重い文書だと思うのですが、これの取り扱いですね、我々5名の委員の中だけで良いのか。当然、全員協議会を開いてこの方向性を示して、この委員会に入っておりますので、工藤議員も含めて全議員に今の段階でこの文書をお渡しするのか、その辺1点確認したいと思います。

委員長 ただ今、小野委員の方から二つございました。まず今日は両名から一定の説明を頂いたということで、今日はそれ以上議論しないで、それぞれ咀嚼という表現がありましたが、もう一回振り返って各自が精査すること、その1点と、後は資料の取扱いでございますが、私から見ればその辺のところ皆さんから意見をいただきますが、今日提示あったものはこの審査会に宛てての説明ございますので、最低でも傍聴者の方にも行きましたけれども、取り扱いは今からできればこれはこの審査会次回あたりになるわけですけれども、外部には配布する必要ないかと思いますが、その辺私の解釈違いますか。

小野委員 傍聴者の皆さんに渡していく、この会議公開していく、同僚議員の方にこの問題に一番関心ある皆さんに、渡さないというわけにはいかないのかなと思います。いかがですか。

委員長 そういう意見、もう少し皆さん。出すとすればいつのタイミングで、どういう手順で知らしめるかとなるかと思いますが。

村上委員 マスコミも今日、傍聴者もおりました。資料配布なっているわけですので、やはり全議員に渡さないことにはならないと思うのです。ただ、いつの時点で配布するか、タイミングは微妙なのかなと。本来であればすぐ、普通のケースであればポストに入れておくことも一つの考えではございますけれども、どういった形で、どういったタイミングで配布するかということは、少し議論してもよろしいのではないかと。今すぐにはいかなくても結構だと思いますし、その辺タイミングだと思います。

齋藤委員 まず、今二つの委員長の話がありましたが、一つは今後、町当局それから被請求議員の招致をするかということですが、それは、私は今回の聞き取りで必要ないと判断します。もう 1 点は文書の取り扱い。これは、今話しあったように、マスコミにも伝わりましたので、これはまずは全議員に関心のあることですし、工藤被請求者のことについては、この文書がすでに皆さんにお渡ししておりますので、町当局の真意がどうであったかということが考えが片方分からなかつたということから、説明を受けた資料でありますので、まずはとりあえず全議員にこういう資料が当局からあつたということで、ポストに入れる処理でそれで良いのではないか思います。

小野委員 先ほど申し上げた通り、傍聴者にもマスコミ関係者にもお渡ししますので、可能な限り早い方が良いのだろうと思っております。ただし、今タイミングに関しては齋藤健一委員が言わされたように、それぞれのポストに入れると、入れた旨を皆さんにお伝えすれば、あと早く持つていこうが、遅く持つていこうが、その議員の対応ですので、まずは準備としてはできるだけ早くすることが本来の形だと思います。

委員長 今、小野委員からも意見お聞きしましたし、押切委員の考え方方は。

押切委員 私もやはり公正に、工藤議員からも出ているわけですので、両方の言い分を皆さんに知らしめることは大事だと思いますので、ポストに入れても良いと思います。

委員長 今、皆さんの方から意見お聞きしました。特に後段の町当局から示された資料の件ですが、私は今まで皆さんの意見をお聞きしますと、私なりに判断すると一時も早く同僚議員に知らせるべきだということで、ポストに入れてどうだろうということですが、ただ入れておくだけではちょっとですので、できれば政治倫理審査会の委員長名で今日説明あったということで、鏡だけはつけてあと 1 件 1 件電話でするというのも無理なもんですから、かえってその方が正確に伝わると思いますが、事務的に事務局長どうですか。可能ですか。

事務局長 可能です。

委員長 そのようござりますので、この町当局から提示あった資料については、表紙を付けて見出しを付けてポストに入れさせていただく手順をとりたいと思います。なお、できれば先程以来ありましたが、まずは今日の 2 名からの説明を各自もう一回記録等とつておりますので、精査をしていただく機会を設けるということで、この程度で納めさせていただきますが、ただ次回 18 日に予定しておりますので、そこでの進め方、他の地区の例を見ますとそんなに時間取っていないようですから、まずは段々まとめの段階で意見をいただくということで進めてどうでしょうか。後は、最終的にそんなに時間かかるないと思いますが、25 日に日程設定していますので、審査報告の文案を最終的に確認していただいて、提出されるような段取りで皆さんどうでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 よろしいですか。そういうことで、この手順で進めさせて頂きますのでよろしくお願いいたします。それでは(2)その他ということで。

齋藤委員 それでお二人から聞いたわけですので、記録取っているわけですので、この次 18 日、会議録を作成していただいて、それを確認しながら 18 日また進めていくとい

うようなことでどうでしょう。

佐々木書記 私、明日から出張で3日間おりません。18日も参加できない予定なのですが、どうしたら良いですか。取り急ぎ作れと言われればやりますけれども、今日中じやないと私はできないので。

委員長 暫時休憩します。 (11時27分休憩)

委員長 再開します。 (11時30分再開)

今お話ししましたように、まず次回18日は今日の説明を基に意見交換やるということでございます。その後は25日になっておりますけれども、それにとらわれないでここで申し合わせることは会議録を精査して報告する関係がありますので、当面の会議としては18日、25日予定してますけれども、場合によってはもう一度くらい、1日くらい増える可能性あるということで申し合させて終わりたいと思います。この項目に関しては終わりたいと思いますがどうでしょうか。

(異議なしの声あり)

○ 齋藤委員 確認しますが、18日は分かりました。25日するかはどうなのか。

委員長 先ほどのを訂正しまして、18日の結果を見て、予定している25日については一応検討するということあります。その他、皆さんの方からございませんか。それではこれで政治倫理審査会を閉じさせて頂きます。ありがとうございました。

(11時31分閉会)